

浜岡地域原子力災害広域避難計画

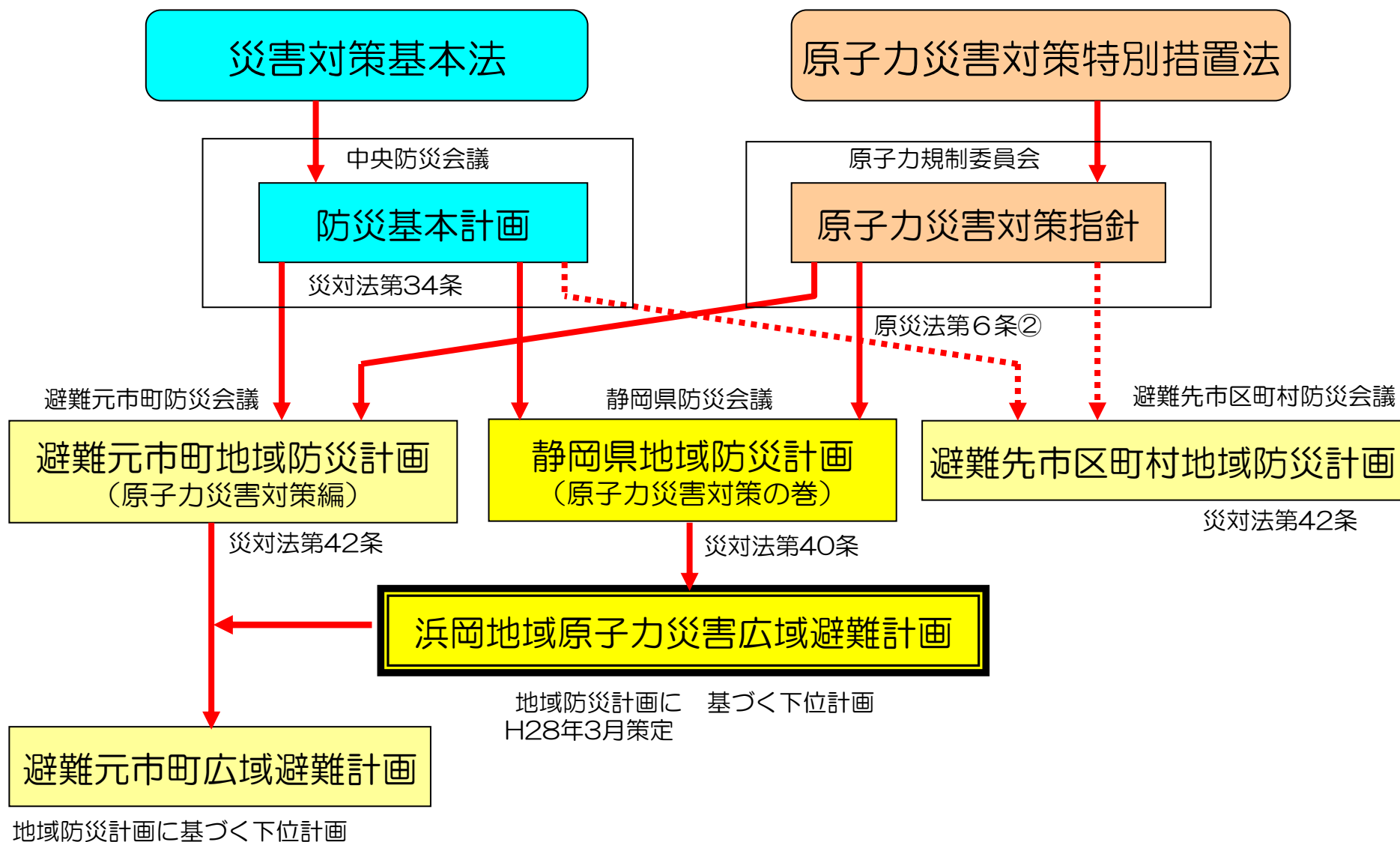


平成30年1月15日
静岡県危機管理部
原子力安全対策課



広域避難計画の位置づけ

原子力災害時 広域避難に関する
法・計画体系



原子力災害対策重点区域

UPZ

(Urgent Protective action Planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 概ね30km

確率的影響を最小限に抑えるため緊急時
防護措置を準備する区域

対象：牧之原市、掛川市、菊川市、袋井市、
焼津市、藤枝市、島田市、磐田市、吉田
町、森町 計 約79万人



PAZ

(Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 概ね5km

事故の際、即時避難を実施するなど、
放射性物質の放出前に予防的防護措置（
避難等）を準備する区域

対象：御前崎市（全域）、牧之原市（一
部）計約5万人

重点区域内人口

※平成28年4月1日現在 括弧内は該当市町の総人口

区域等	市町名	人口	市町名	人口
PAZ	御前崎市	34,273人	牧之原市(一部)	13,678人
	小計		47,951人	
UPZ	牧之原市(一部)	33,096人	菊川市	47,823人
	掛川市	117,520人	袋井市	87,174人
	吉田町	29,702人	焼津市	141,610人
	磐田市	125,915人 (170,311人)	森町	3,594人 (18,988人)
	藤枝市	110,533人 (146,748人)	島田市	94,532人 (100,127人)
小計		791,499人 (893,099人)		
合計		839,450人 (941,050人)		

県民の約4分の1にあたる約84万人がPAZ・UPZ内に居住している。



広域避難計画策定の目的・概要

平成28年3月 浜岡地域原子力災害広域避難計画策定
平成29年3月 計画修正

策定の目的

- ・ 浜岡原子力発電所における原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること。
- ・ 住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること。
- ・ 平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること。

計画の概要

浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定める。



避難等の基準 (緊急事態区分に応じた防護措置)

○放射性物質の漏えい前

EAL (緊急時活動レベル)	PAZ (5km圏)	UPZ (31km圏)
警戒事象	災害時要援護者等の避難準備	—
施設敷地緊急事態 特定事象(10条)	災害時要援護者等の避難実施 一般住民の避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	屋内退避の準備
全面緊急事態 原子力緊急事態宣言 (15条)	避難の実施 安定ヨウ素剤服用指示	屋内退避の実施 避難の準備 安定ヨウ素剤服用準備

○放射性物質の漏えい後

	PAZ (5km圏)	UPZ (31km圏)
事故発生 (放射性物質漏えい)	(UPZ外に避難済)	OILに基づき屋内退避、 避難



避難等の基準 (OIL：運用上の介入レベル)

○避難・屋内退避、一時移転の基準

	種類	概要	初期設定値	措置概要
避難等の基準	OIL 1	住民等を数時間以内に避難、屋内退避させる基準。	500 μ Sv/h (地上1m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL 2	地域生産物の摂取を制限。住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m)	1日以内に区域特定。 地域生産物摂取制限。 1週間程度内に一時移転。

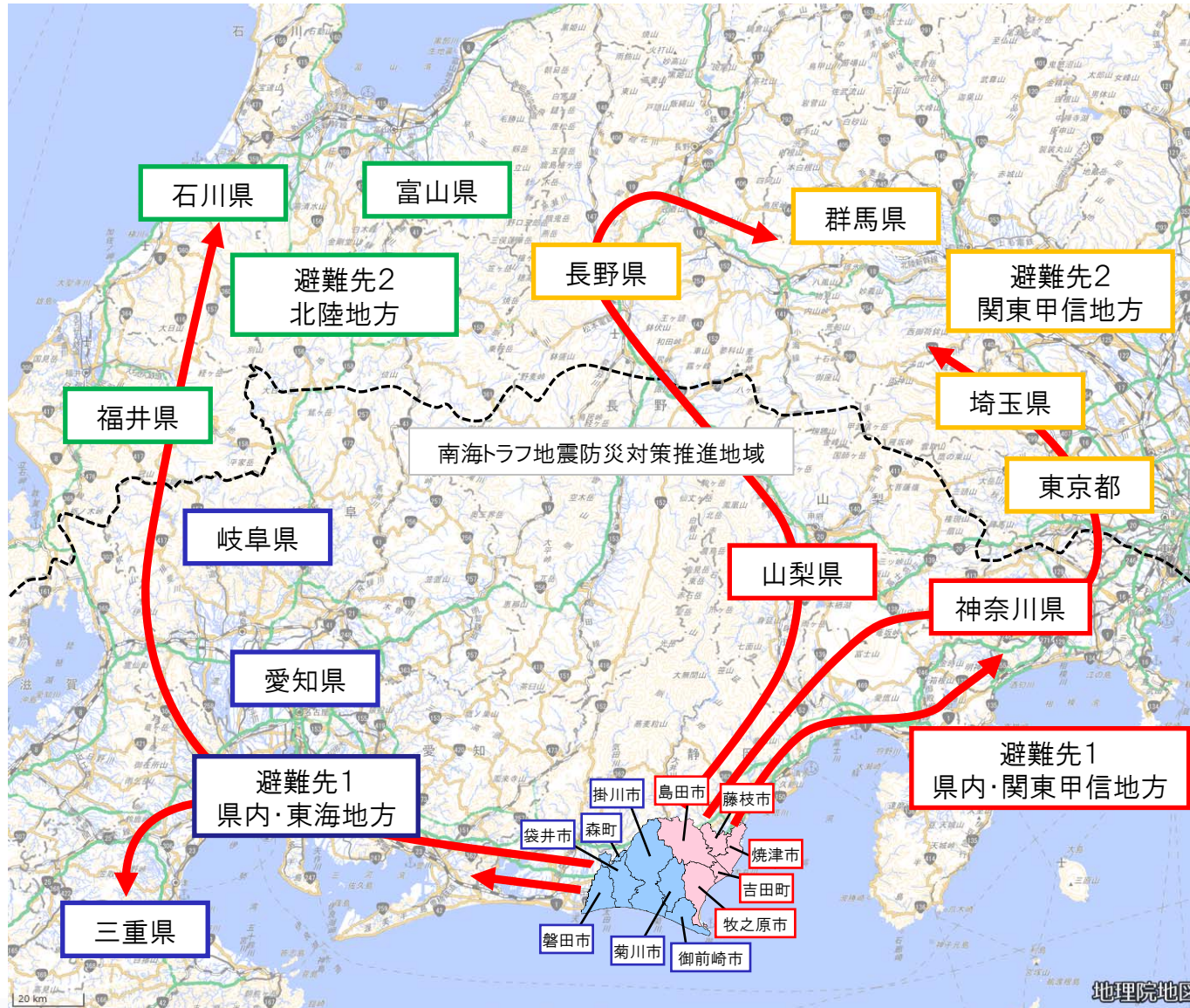


避難先確保の方針

1. 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる11市町の住民を避難計画の対象とする。（平成27年4月1日現在の11市町の人口は約94万人）
2. 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
3. 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
4. 大規模地震との複合災害時などで3の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。



広域避難計画 避難先



富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに



避難元市町毎の避難先（PAZ）

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市町の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の県と協議をしている。

避難方向	避難元市	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県
東方	牧之原市 (PAZ)	山梨県	長野県



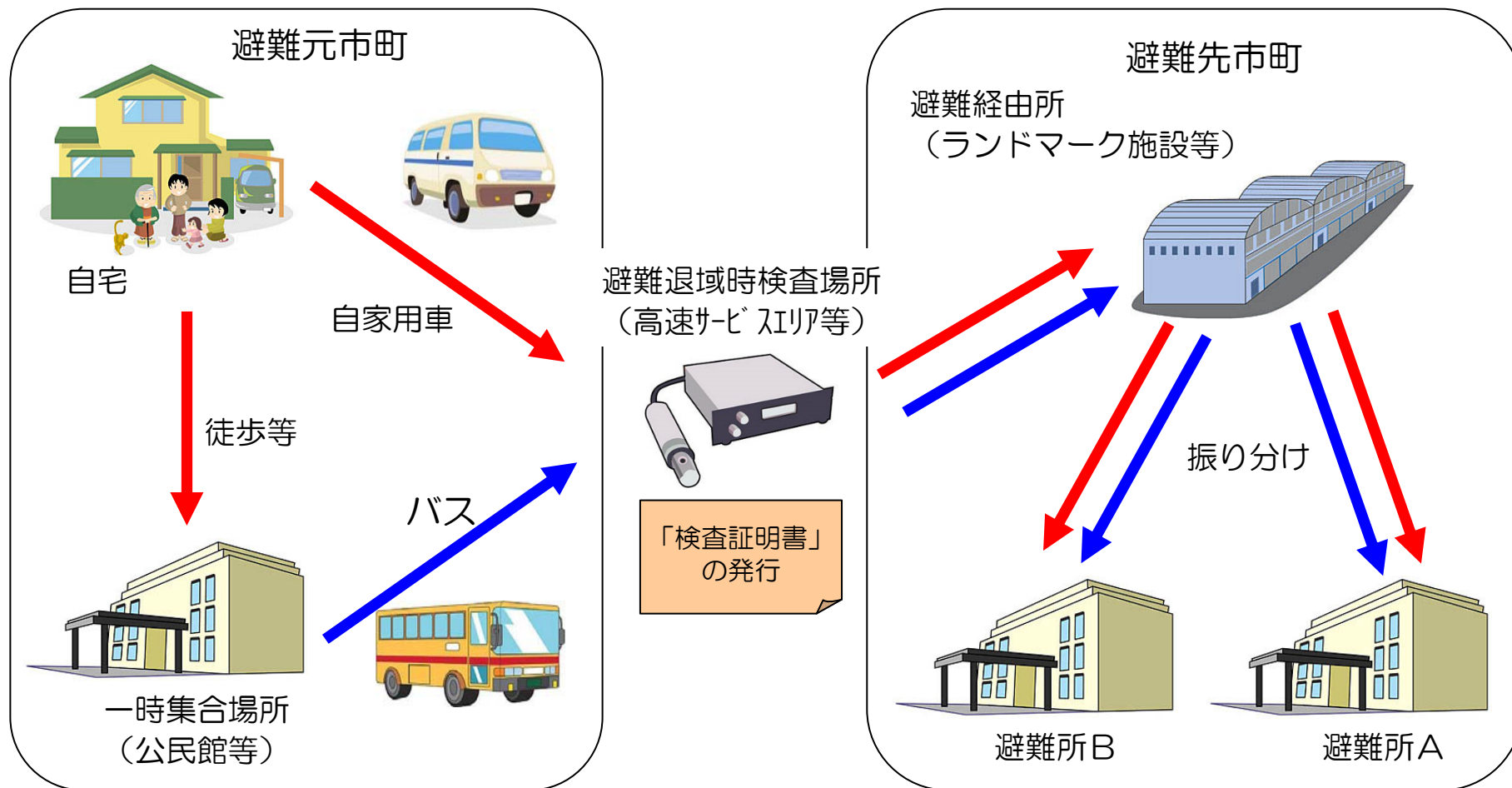
避難元市町毎の避難先（UPZ）

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。政府原子力災害対策本部が、特定した範囲の住民の避難又は一時移転を実施する。避難等を迅速、確実に実施するため、避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え同表の都県と協議をしている。

避難方向	避難元市町	避難先1（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先2（大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合）
東方	島田市	県内（中部、東部、賀茂）	東京都
	藤枝市	県内（東部）、神奈川県	埼玉県
	焼津市		
	吉田町	県内（中部、東部）	群馬県
	牧之原市(UPZ)	山梨県	
西方	菊川市	県内（浜松市、湖西市）、愛知県	富山県
	掛川市	愛知県	
	袋井市	三重県	福井県
	磐田市	岐阜県	石川県
	森 町	県内（森町内）	静岡県内（森町内）



避難方法



避難手段は、原則、自家用車とし、また、要配慮者や自家用車を持たない世帯等に対応するため、あるいは避難時間短縮等のため、バス等を使用する。

国、県及び避難元市町は、輸送関係機関と協議し、避難手段の確保に努める。

避難退域時検査場所



市町避難計画策定支援

市町避難計画策定状況

平成29年3月 御前崎市原子力災害広域避難計画策定

平成29年10月 島田市原子力災害広域避難計画策定

現在、その他9市町も原子力災害広域避難計画の策定に向け、県とともに避難先との協議や課題の検討に取り組んでいる。

避難先市町村との交流状況

平成29年11月15日 埼玉県自治体職員 18名
オフサイトセンター、浜岡原子力発電所視察

平成29年11月21日 群馬県自治体職員 17名
オフサイトセンター、浜岡原子力発電所、牧之原市・吉田町内防災施設視察



＜今後の課題＞

- 市町避難計画の策定
- 避難手段の確保
- 医療機関、社会福祉施設等の避難計画の策定
- 避難退域時検査場所の拡充及び検査体制の確保

など

